

年 月 日

株式会社ファーイーストマネジメント 御中

(甲) 住所、氏名



## 守秘義務確認書

私(甲)は、貴社から開示を受ける案件情報に関する資料・情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 甲は、甲が貴社から開示を受ける一切の資料・情報(情報取得のためのID、パスワード・本確認書締結前に受領した資料・情報および貴社との打ち合わせ内容その他のやりとりの一切を含むもの)とします。また、その種類・形態・媒体等を問わないものとし、以下「秘密情報」といいます。)が、秘密情報に該当することを了解したうえ、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を取扱い、本確認書に別段の定めのある場合を除き、貴社の事前の承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示しないものとします。
2. 甲は、秘密情報を本件検討のためにのみ使用し、その他の目的で使用しないものとします。
3. 甲は、第1項にかかわらず、秘密情報を、本件紹介を行うにあたり客観的に知る必要があると判断される当社の役員、公認会計士、税理士、弁護士(以下「許諾開示者」といいます)に対して貴社の承諾を得ることなく開示することができるものとします。ただし、甲は、かかる秘密情報の機密性を許諾開示者に伝え、かつ、当社の責任により、許諾開示者をして本確認書の当事者であるのと同等の守秘義務を負担させるものとします。
4. 甲は、法令、通達その他の行政または司法上の手続に従い秘密情報の開示を要求された場合には、適用される法令等の範囲内において、当該要求の内容を直ちに貴社に通知し、かつ、貴社の要請に基づき開示するものとします。適用される法令等に基づき、貴社にあらかじめ通知することができない場合であっても、当該手続において要求される必要最低限の範囲の秘密情報のみを開示するものとし、当該開示内容についてはその報告が可能となった後、直ちに貴社に報告するものとします。
5. 本確認書において、秘密情報には、(i) 貴社による開示の時点において公知である情報、(ii) 本確認書の差入後に、秘密保持義務を負うことのない第三者から入手した情報、ならびに(iii) 本確認書差入後に、本確認書に違反することなく公知となった情報は含まれず、本確認書の適用はないものとします。

6. 甲は、秘密情報の完全性・網羅性について、貴社が何らの表明または保証を行うものではないことをあらかじめ了解するものとします。
7. 甲は、貴社が取り扱う案件にかかる紹介業務または取引を完了するまでは、貴社の書面による事前の承諾がない限り、本件紹介に関して、本案件の占有者、賃借人その他該当する本物件の利害関係者と、その事由および態様の如何を問わず、接触しないものとします。
8. 甲は、秘密情報が貴社にとって重要な意義および価値を有するものであることを認識しており、秘密情報の取扱いに関して、当社および本確認書による秘密情報の被開示者(第4項による被開示者を除くもの)とします。)が、差止請求その他の作為・不作為を命じる裁判所の裁判に服することをあらかじめ承諾するものとします。
9. 甲は、本確認書に定める当社および許諾開示者その他秘密情報の開示を受けた者の義務違反の結果、貴社が損害、損失を被った場合には、一切の損害、損失(弁護士費用を含む。)を賠償するものとします。
10. 甲は、秘密情報に個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に定義する個人情報が含まれる場合、個人情報保護法および関係ガイドライン等にしがたい、当該情報を取扱うものとします。また、当社は、貴社から要請があったときは、当該個人情報の管理に必要と認められる措置を行うものとします。
11. 本確認書に定める合意は、本確認書の差入日から1年を経過した日に終了するものとします。当社は、本件紹介が終了したときまたは本件紹介を完了させるに当たり合理的に必要であると判断される期間が経過したときは、秘密情報(秘密情報に含まれる資料を含むもの)とします。本項において同じ。)を、貴社の指示にしがたい、当社の責任と費用負担において、貴社に返還するか、破棄するものとします。なお、本項に基づき秘密情報を返還または破棄した後も当社は本確認書に基づく守秘義務を負担するものとします。
12. 本確認書は、日本法を準拠法とし、日本法にしたがって解釈されるものとします。
13. 本確認書に関して貴社との間で紛争が生じたときは、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上